

労働安全衛生法令の概要

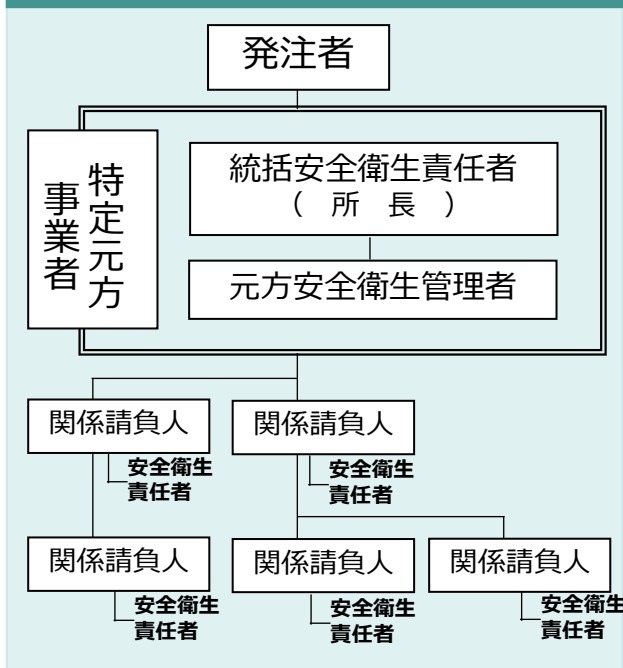
労働安全衛生法令の概要（その1）

事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない。

このため、事業者は、

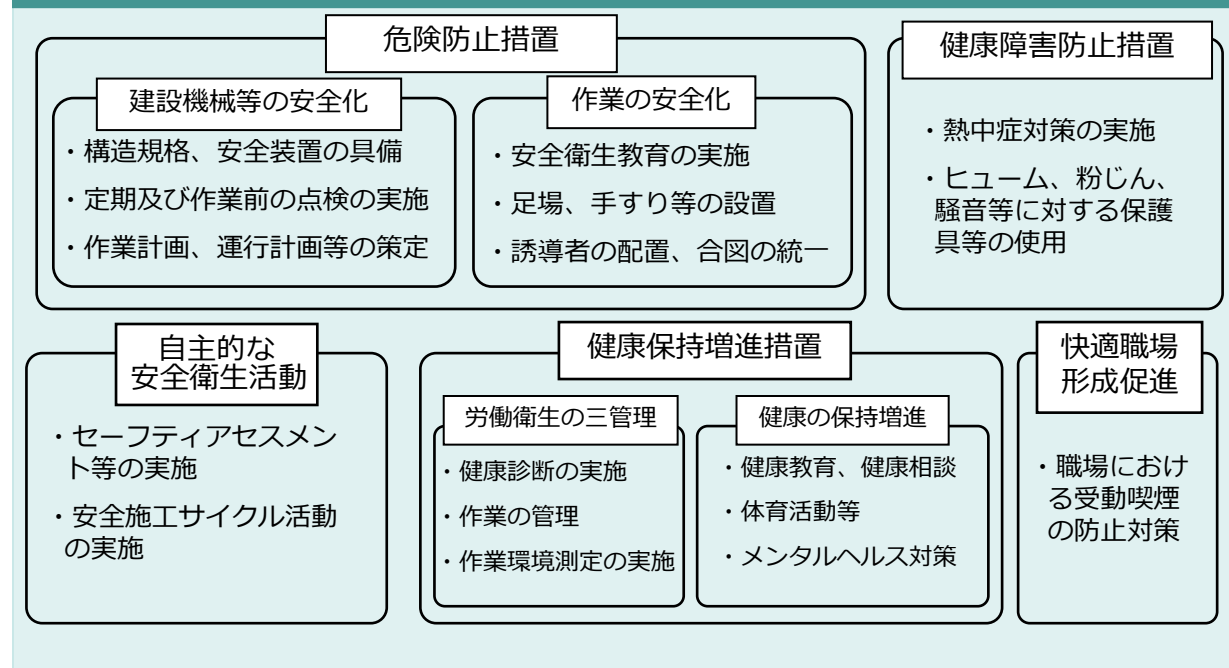
①安全衛生管理体制を確立し、②労働災害を防止するための具体的措置を実施する義務を負う。

安全衛生管理体制の確立



安全衛生管理体制の例
(一般的な工事現場の場合)

具体的措置



労働基準監督官等による監督・指導
(都道府県労働局、労働基準監督署)

労働安全衛生法の概要（その2）

○労働災害とは

労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡すること（第2条）。

○事業者とは

事業を行う者で、労働者を使用するもの（第2条）。

○事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない（第3条）。

○労働者の責務

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない（第4条）。

【労働者に責務が課されているケース】

（健康診断）**労働安全衛生法第66条**

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

（略）

5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。（以下略）

労働安全衛生法令の概要（その3）

労働基準法と相まって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、さらに進んで快適な作業環境の形成を促進することを目的とすることを定めた法律（昭和47年制定）

○労働安全衛生法の特徴

労働災害の防止のために事業者が講ずべき最低基準を、刑罰をもって規定し、事業者の責務としていること。

○労働安全衛生法の体系

- ・概略については、法律で規定。
- ・一部の事項について、政令（労働安全衛生法施行令）で定義。
- ・法律で規定された責務の具体的方法等について、省令（労働安全衛生規則、電離放射線障害防止規則等）で規定。

○労働安全衛生法令の規定の例

（作業主任者）労働安全衛生法第14条

事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（作業主任者を選任すべき作業）労働安全衛生法施行令第6条

法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

五 別表第2第1号又は第3号に掲げる放射線業務に係る作業（医療用又は波高値による定格管電圧が1,000キロボルト以上のX線を発生させる装置を使用するものを除く。）

（X線作業主任者の職務）電離放射線障害防止規則第47条

事業者は、エックス線作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一～七 （略）

安全衛生教育について（その1）

労働災害は、業務に対する知識・経験の不足のために起こすものが大きな割合を占めているため、事業者は労働災害防止のために基本となる安全衛生教育を、労働者の雇入れ時、作業内容の変更時や、危険有害業務就労時に一定の項目について実施しなければならない。

また、特定の危険業務に労働者を就労させるとき、一定の講習等を修了した者等でないとその業務に就かせてはならない。

○雇入れ時教育と特別教育

（安全衛生教育）労働安全衛生法第59条

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

（雇入れ時等の教育）労働安全衛生規則第35条

（略）※事業者が雇入れ時等の教育で行うべき項目を規定。

（特別教育を必要とする業務）労働安全衛生規則第36条

法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

六の二 伐木等機械（伐木、造材又は原木若しくは薪炭材の集積を行うための機械であつて、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものをいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務

安全衛生教育について（その2）

労働災害は、業務に対する知識・経験の不足のために起こすものが大きな割合を占めているため、事業者は労働災害防止のために基本となる安全衛生教育を、労働者の雇入れ時、作業内容の変更時や、危険有害業務就労時に一定の項目について実施しなければならない。

また、特定の危険業務に労働者を就労させるとき、一定の講習等を修了した者等でないとその業務に就かせてはならない。

○就業制限（免許と技能講習）

（就業制限）労働安全衛生法第61条

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

2 前項の規定により、当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第1項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

（就業制限に係る業務）労働安全衛生法施行令第20条

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

（略）

六 つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転の業務 ※免許が必要な業務

（略）

十二 機体重量が3トン以上の別表第7第1号、第2号、第3号又は第6号に掲げる建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務 ※車両系建設機械の運転の業務、技能講習が必要な業務